

# 災害予防のための施設整備（ハード）に係る事業支援の内容

事業名	漁港			漁村			海岸			実施要件	事業主体	補助率・交付率				
	外郭施設	係留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地	安全情報伝達施設	防災安全施設	緑地・広場施設	土地利用高度化			用地	海岸保全施設	津波防災ステーション	心と体の健康づくり	
地域水産物供給基盤整備事業	●	●	●	●										<b>【特定】</b> (1)計画事業費が20億円を超えるもの (2)利用漁船が100隻程度以上若しくは属地陸揚金額が2億円程度以上 <b>【一般】</b> (1)計画事業費が3億円を超えるもの (2)漁港と漁場の一体整備又は漁港の単独整備の場合 ①第1種又は広域漁港整備事業を実施する漁港以外の第2種漁港で、漁港施設に係る計画事業費が3億円を超えるもの ②第1種漁港にあっては、原則として、生産量が5万人以上の消費を賄えるもの ③次のいずれかの要件を満たすもの ●利用漁船が50隻程度以上若しくは登録漁船隻数が50隻程度以上 ●陸揚金額が1億円程度以上 ●水産業の振興を図る上で水産基盤の整備を行うことが特に必要と認められるもの	●都道府県 ●市町村	<b>○外郭施設・水域施設</b> 本土(第1種・第2種) 1/2 離島(第1種・第2種) 8/10 その他(第1種・第2種) 7~9/10 <b>○係留施設</b> 本土(第1種・第2種) 1/2 離島(第1種・第2種) 6/10 その他(第1種・第2種) 6~9/10 <b>○輸送施設・漁港施設用地</b> 本土(第1種・第2種) 1/2 離島(第1種・第2種) 5.5/10 その他(第1種・第2種) 2/3~9/10
広域水産物供給基盤整備事業	●	●	●	●										<b>【特定】</b> (1)計画事業費が20億円を超えるもの (2)利用漁船が相当程度見込まれるもの ●第2種漁港(利用漁船が400隻程度以上若しくは属地陸揚量が5,000トン以上)、第3種漁港又は第4種漁港 <b>【一般】</b> (1)計画事業費が3億円を超えるもの (2)漁港施設については、次の要件を満たすもの ①計画事業費が3億円を超えるもの ②2・3・4種漁港。ただし第2種漁港は利用漁船が200隻程度以上若しくは属地陸揚量が5千トン程度以上	●都道府県 ●市町村	<b>○外郭施設・水域施設</b> 本土(第2種~第4種) 1/2~2/3 離島(第2種~第4種) 8/10~8.5/10 その他(第2種~第4種) 7~9/10 <b>○係留施設</b> 本土(第2種~第4種) 1/2 離島(第2種・第3種) 6/10 (第4種) 2/3 その他(第2種~第4種) 6~9/10 <b>○輸送施設・漁港施設用地</b> 本土(第2種~第4種) 1/2 離島(第2種~第4種) 5.5/10 その他(第2種~第4種) 5.5~9/10
漁港漁場機能高度化統合事業	●	●	●	●										(1)計画事業費が一事業につき3億円以下のもの (2)漁港施設については、次の要件を満たすもの ①原則として計画事業費が1億5千万円以上(市町村が行う事業は5千万円以上)のもの ②利用漁船の実隻数による総数が20隻程度以上	●都道府県 ●市町村	本土 1/2 離島 5.5/10 その他 1/2~2/3
漁港環境整備事業				●	●									(1)漁港区域内の漁港施設用地等において実施するもので、造成された施設を漁港管理者が管理運営するもの (2)漁業者その他住民、市町村及び漁業団体等の事業実施につき意欲が高い地区 (3)総事業費は5,000万円以上 (4)全体計画面積は2,500㎡以上、ただし第1・2種漁港は1,200㎡以上	●漁港管理者 ●当該漁港の所在地を管轄する地方公共団体	1/2
漁業集落環境整備事業					●	●	●	●	●					(1)次の要件のいずれかに該当する漁業集落で、漁業者その他住民、市町村及び漁業団体等の事業実施につき意欲が高いもの ①漁業依存度が高く今後とも漁業の振興を図ることが適当であると認められる集落 (2)総事業費は3,000万円以上	●都道府県 ●市町村	沖縄以外 1/2 沖縄 5.5/10
漁村づくり総合整備事業	●	●	●	●	●	●	●	●	●					漁港及びその背後の漁業集落で、かつ次の要件すべてに該当するもの ①漁業への依存度が高く、生産と生活が一体的に営まれ、今後とも漁業の振興を図ることが適当であると認められる漁村 ②特定漁港漁場整備事業以外の地域水産物供給基盤整備事業若しくは広域水産物供給基盤整備事業のうち広域漁港整備事業により漁港施設の整備を実施する漁港以外の漁港 ③漁業者その他住民、市町村及び漁業団体等の事業実施につき意欲が高い漁村	●都道府県 ●市町村	漁港施設分 水産物供給基盤整備事業と同率 集落環境施設分 漁業集落環境整備事業と同率 漁港環境施設分 漁港環境整備事業と同率
漁村再生交付金	●	●	●	●	●	●	●	●	●					(1)事業実施主体が、漁業者及び地域住民の意向を踏まえ、漁村の再生の目標及び客観的な指標、事業計画を定めた漁村再生計画を策定し、都道府県知事が承認の上、国が総合的に評価して事業を採択 (2)総事業費5千万円以上、20億円以下のもの	●市町村	本土 1/2 離島・北海道 60/100 その他 75/100
高潮対策事業										●				高潮・波浪・津波(高潮対策)又は侵食(侵食対策)による被害が発生するおそれの大きな海岸で、防護面積・防護人口が1kmあたり5ha(年平均侵食速度1m)以上又は50人以上 総事業費が本土については都道府県営1億円以上、市町村営7千万円以上、本土以外については都道府県営、市町村営ともに5千万円以上	●都道府県 ●市町村	本土 高潮対策 1/2 離島・北海道 11/20 その他 2/3~9/10
侵食対策事業										●					本土 侵食対策 1/2 離島・北海道 11/20 その他 2/3~9/10	
漁港局改良事業										●				短年度施工により事業効果を発揮し得るものであること 総事業費が都道府県営5千万円以上、市町村営2.5千万円以上	●都道府県 ●市町村	本土 1/3 離島 1/2 その他 1/3~1/2
補修統合補助事業										●				海岸管理者が管理する海岸保全施設であって老朽化等により著しく機能が低下したものの総事業費が都道府県営4.5千万円以上、市町村営2千万円以上	●都道府県 ●市町村	1/3
津波危機管理対策緊急事業										●	●	●		(1)大規模な地震による甚大な被害が想定され、緊急的な対策を要する海岸であること。 (2)一連の海岸毎に一定の計画に基づき、事業着手から5年以内に、整備目標の達成が見込まれること。 (3)ソフト対策は総事業費の概ね2割以内	●都道府県 ●市町村	1/2
強い水産物づくり交付金(非公共)	●	●	●	●	●	●	●	●	●					費用・便益分析(B/C ≥ 1(計画単位)) 成果目標が妥当であるか、及びその実施により成果目標の達成が可能か		定額(1/2以内)等
(漁港の高度利用のための整備) (漁村コミュニティ基盤整備) (漁業生産基盤の整備)													●都道府県・市町村・水産業協同組合 ●都道府県・市町村・水産業協同組合・公社・漁業者等が組織する団体			

(注) 上表の○印のうち、内容によって一部できないものもある。